

# 丸森町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成27年3月

丸 森 町

## 本町行動計画策定の背景

新型インフルエンザ及び未知の新しい感染症は、基本的にすべての人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

国では、平成21年4月に発生した新型インフルエンザに国内でも約2千万人がり患したと推計されたことを受け、新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくこととし、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」といいます。）が施行されました。そして、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す新たな「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を同年6月に策定しました。

また宮城県においても、特別措置法の施行と国の行動計画策定を受け、平成26年3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したところです。

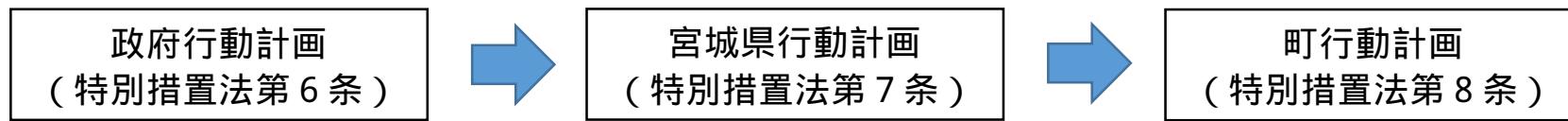
本町では、特別措置法において市町村においても行動計画を策定することが義務付けられたことを受け、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応するため、政府及び宮城県の行動計画に基づき、新たに「丸森町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

## 本町行動計画の概要

### 1 趣 旨

政府行動計画及び宮城県行動計画に基づき、本町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、国、宮城県、医療機関、事業者等の関係機関と連携・協力して総合的に対策を推進します。

### 2 行動計画の位置付け



### 3 対象とする感染症

新型インフルエンザ等感染症

新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

### 4 対策の基本的な戦略

感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護します。

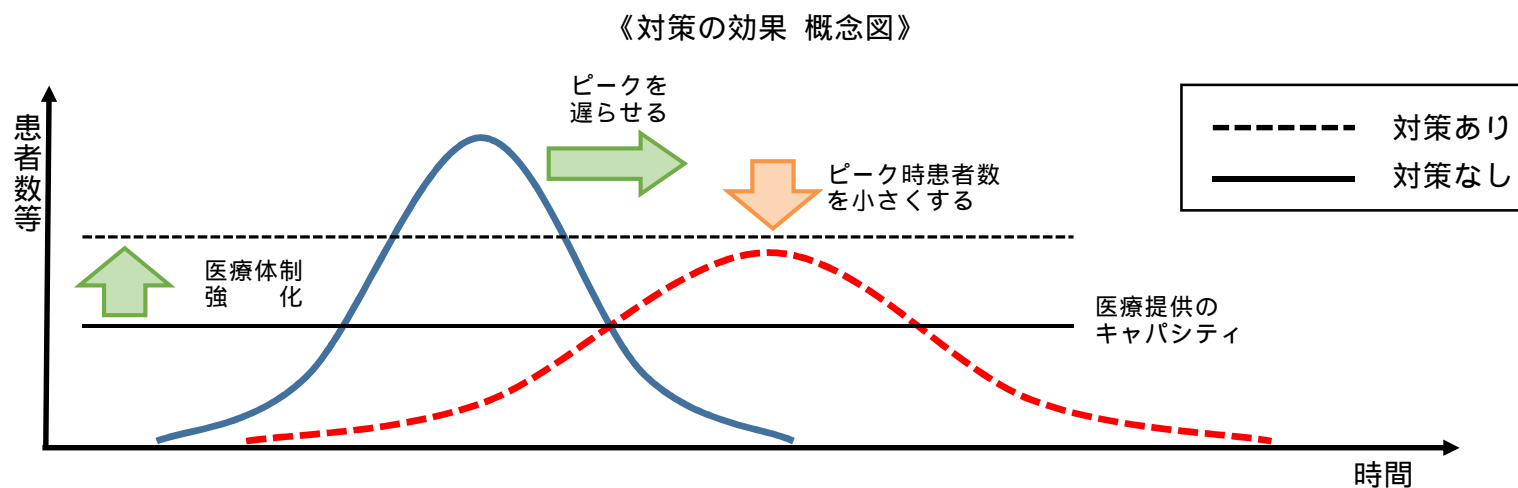
流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。

ピーク時の患者数を減らして医療体制への負担を軽減し、適切な医療を受けられるようにします。

適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らします。

住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑えます。

対策により欠勤者数を減らし、住民生活・住民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



## 5 被害想定

政府行動計画で示された国全体の被害想定例をもとに、人口按分により宮城県及び本町の被害を想定すると、次のようになります。(必ずこの被害者数になるということではありません。)

区分		国全体	宮城県	丸森町 想定数
医療機関を受診する患者数		約 1,300 ~ 2,500 万人	約 23.8 ~ 45.8 万人	1,574 人 ~ 3,026 人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人	242 人
	中 等 度	約 53 万人	約 1.0 万人	64 人
1 日当たり最大入院患者数( 流行発生から 5 週目 )	重 度	39.9 万人	0.73 万人	48 人
	中 等 度	10.1 万人	0.19 万人	12 人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人	77 人
	中 等 度	約 17 万人	約 0.3 万人	21 人

政府行動計画に基づき、全人口の 25% が発病し、流行が約 8 週間続くと仮定しています。

「重度」は発病者数に対する死亡者の割合を 0.2% として推計し、「中等度」は同じく 0.53% として推計しています。

## 6 役割分担

新型インフルエンザ等の発生前及び発生時においては、それぞれの役割に応じて次の対策を実施します。

### 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、市町村等が実施する対策を確実に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備します。

### 県の役割

特別措置法及び感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、県内の発生状況に応じて的確に判断しながら、医療体制の確保やまん延防止のための対策を講じます。

### 町の役割

住民に最も近い行政として、県や近隣市町村との緊密な連携により、初期の段階から必要な情報やとるべき対策について住民に提供するとともに、住民に対するワクチンの接種や生活支援、要支援者に対する支援等を的確に実施します。

### 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、発生前から患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療器材の確保を進めるとともに、発生後も診療継続に向けた対策を行います。

### 一般事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策を行うとともに、発生時には、事業の一部縮小等の感染拡大防止のための措置を行います。

### 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、その情報や発生時にとるべき行動等の知識を備え、マスク着用や手洗い等の感染対策を実践するとともに、発生時には、予防接種等の実施対策に対する情報を収集し、個人レベルの対策を強化します。

# 発生段階ごとのおもな対策

国内 県内	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	
考 対 え 策 方 の	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた情報収集</li> <li>発生に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生に備えた情報収集</li> <li>的確な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生に備えた体制整備</li> <li>国の基本方針に基づく対応(予防接種等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を抑制するための対策の実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康被害の抑制に移行</li> <li>住民生活への影響の抑制</li> <li>医療提供体制の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民生活の回復</li> <li>再流行に備えた対応</li> </ul>
実 施 体 制	町行動計画の見直し 国・県との連携強化 情報交換・連携体制確認	国の基本的対処方針に基づく町の対処方針の決定	対策本部の設置準備(緊急事態宣言後は特別措置法に基づき設置) 国の基本的対処方針に基づく町の対策の実施	対策本部の設置 国の基本的対処方針に基づく町の対策の実施	対策本部の継続 国の基本的対処方針に基づく町の対策の実施	対策本部の解散(必要に応じて任意継続)
情 報 提 供 集	国内外の情報収集 学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握 相談窓口の設置準備	国内の発生情報の収集 国内の発生状況と対策の情報提供 相談窓口の設置	国内の発生情報の収集 国内の発生状況と対策の的確な情報提供 相談窓口の継続	県内・町内での発生情報の収集 県内・町内での発生状況ととるべき対策の的確な情報提供 相談窓口の強化	県内・町内での発生情報の収集継続 県内・町内での発生状況ととるべき対策の的確な情報提供継続 相談窓口の強化継続	流行の再発に備え国内の発生情報の収集 再発の可能性に関する情報提供 相談窓口の縮小
防 ま ん 止 措 置 延	個人における対策の普及 地域・職場における対策の周知準備	感染症危険情報の提供 個人における対策の普及 地域・職場における対策の周知準備	住民・事業所・学校・保育所・公共交通機関・医療機関等への感染対策の勧奨及び要請の実施	住民・事業所・学校・保育所・公共交通機関・医療機関等への感染対策の勧奨及び要請の継続実施 外出自粛の周知(緊急事態宣言時)	住民・事業所・公共交通機関・医療機関等への感染対策の勧告 学校等への臨時休業要請 外出自粛の周知徹底(緊急事態宣言時)	再発に備えた対策物品等の補充 学校等の再開準備 外出自粛の解除の周知
予 防 接 種	町職員への特定接種体制の構築 住民接種体制の構築	特定接種の実施 住民接種の準備	特定接種の継続実施 国の基本的対処方針に基づく住民接種の実施	特定接種の継続実施 住民接種の継続実施	特定接種の継続実施 住民接種の継続実施	再発に備えた特定接種・住民接種の実施
域 住 民 生 活 の 安 定	食料品等の確保の周知 要支援者の把握と対応の検討 対策に必要な物資及び資材の備蓄	国の要請に基づく遺体安置施設等の確保準備	国の要請に基づく遺体安置施設等の確保準備継続 生活関連物資等の安定確保対策の実施 行政機能の維持	国の要請に基づく遺体安置施設等の確保準備継続 生活関連物資等の安定確保対策の継続実施 行政機能の維持	遺体の安置対策等の実施 生活関連物資等の安定確保対策の継続実施 要支援者への生活支援の実施 行政機能の維持	緊急事態措置の縮小・中止